

中世盛期ブリュッセル地域の修道院所領

——ラ・カンブル修道院13世紀前半文書の分析——

Les domaines abbatiaux de la région bruxelloise
au Moyen Âge central: Analyse des documents de la
première moitié du XIIIe siècle de l'abbaye de la Cambre

舟 橋 倫 子

要 旨

本稿は、ラ・カンブル修道院の旧文書庫に収容されていた13世紀前半の文書史料の分析から修道院所領の包括的な輪郭を提示する試みである。その所領は都市的集落ブリュッセルを中心としてほぼ50キロ圏内に位置し、センヌ水系の低湿地や森林に集中的に展開して、都市の需要に向けられた経済活動の場が整備されたことが明らかとなった。

さらに、この時期の所領形成に特徴的な要素として、多数の十分の一税取得地の集積があった。都市への恒常的な人口流入に伴って小教区教会が増加していったのは、まさにラ・カンブル修道院によって所領形成が進められていた地域であった。文書から読み取れたラ・カンブル修道院への譲渡のプロセスは、在俗教会と修道院さらに俗人領主による妥協点の模索を通じた十分の一税を主軸とする地域秩序の再編の方向性を示していると考えられる。小教区教会の在俗聖職者と修道院所領経営との関連性・連動性に都市ブリュッセルとその周辺地域の特色が見てとれる。

キーワード

ブリュッセル, 中世盛期, シトー会修道院, 十分の一税, 都市

はじめに¹⁾

中世盛期に都市的集落ブリュッセルに近接して創建された一群の修道院²⁾が、グランギア及びクルティスに緩やかに結びつけられた土地や諸権利によって所領を形成し、所与の諸条件に適合的な開発によって経済活動を実践してきたことは早くから指摘されてきた³⁾。それらが経済的・社会的統合の要となって周辺農村の再編が進行していったことはブリュッセル都市史の共通理解となっている⁴⁾。さらに、都市への食料供給という問題関心から、近郊で生産される肉、淡水魚、野菜が都市住民の食生活に果たした重要性に着目した研究も蓄積されている⁵⁾。近年では、文献史料と考古学的研究との相互補完的な利用によって一つの地域を描き出す試みが進められている⁶⁾。また、修道院所領の重要な要素である十分の一税について、かつての通説の全面的な見直しが進められ、キリスト教社会に特徴的な財の循環を促進し、社会結合に本質的な役割を果たしたことが注目されている⁷⁾。しかし、ラ・カンブル修道院の豊富な文書史料は、上述の研究の素材として部分的に利用されるに留まり、ほぼ手つかずの状態にある。

本稿は、ラ・カンブル修道院の旧文書庫に収容されていた13世紀前半の文書史料の分析から修道院所領の包括的な輪郭を提示する試みである。ここからは、修道院という宗教組織の所領経営を不可欠な要素としていた中世都市の一断面が浮き彫りになることが期待される。特に、近年の新たな分析視角によって研究者の関心を集めている十分の一税を主軸とする小教区教会の在俗聖職者と修道院所領経営との関連性・連動性は、13世紀半ばまで小教区を統括するサンミッセル参事会教会が中心集団として十分に機能していなかったブリュッセル地域⁸⁾においてより明確に見えてくると考えられる。

これまで主要な研究対象とされてきたブリュッセル地域の修道院は、南

西部に位置するフォレ、グラン・ビガール両女子修道院と、北東部のグリーンベルゲン修道院である。フォレとグラン・ビガール修道院に関しては、ブリュッセル地域住民の崇敬を集めていた聖女の遺骨と礼拝堂を、管理下においた小教区教会に統合して聖なる空間を形成し、墓地への埋葬と死者供養を基軸として周辺住民と永続的な関係を取り結んだことが注目されてきた⁹⁾。また、農村の経済成長の成果を利用するために拡大過程にあった小集落に定着し、都市の経済成長とリンクした利潤追求の多角的な所領経営を展開したことが検証されている。特にフォレに関しては、周辺農村から都市へ恒常的に流入してくる人々を新たに開発した所領に定着させ、小教区の増設によって組織化していったことも指摘されている¹⁰⁾。

北西部に位置するグリーンベルゲン修道院に関しては、ブラバン公の主導による森林開発の要として設置され、未耕地での牧畜経営によって都市への食料供給に重要な役割を果たしたことが明らかにされている。特に、13世紀以降に未耕地の取得によって商業活動への直接的な関与を図る都市住民との共有地の用益権をめぐる問題を検討した研究が蓄積されている¹¹⁾。また、これらの修道院に伝来する多数の文書史料は、ブリュッセル都市史の主要な素材として多様な文脈で利用されてきた¹²⁾。

しかし、1201年に都市的集落により近接して創建されたシトー会女子修道院¹³⁾ ラ・カンブルに関する研究史は豊富とは言い難く、少ない成果もこれまで教会史や思想史の分野に限られがちであった¹⁴⁾。その中で、ノットバールは当該修道院の文書庫に収蔵されていた多量の文書史料に注目して修道院の社会・経済的側面の具体的な検討を行った¹⁵⁾。しかし、その研究は修道院の創建状況の解明に力点が置かれ、また文書史料の編纂と刊行という彼の目標も未達である。

さらにラ・カンブル修道院に関する研究蓄積が進まない一要因として、伝統的なシトー会女子修道院という枠に研究視角が固定されてきた点が挙

げられる。ヴィレール・ラ・ヴィル修道院の後援と保護の下で順調に発展したラ・カンブル修道院は、シトー総会議事録によると1232年にシトー総会で承認された。その際母修道院としてオールヌが、さらに1240年にクレルヴォーへと変更されている¹⁶⁾。特にブラバンの敬虔な女性たちとの積極的な交流で知られるヴィレール修道院との密接な関係が周知のものとして扱われる傾向にあった¹⁷⁾。ノットバルによる修道院初期史の検討もシトー会女子修道院という基本性格を前提として進められている。しかし、近年のシトー会女子修道院研究の進展は個々の共同体の多様性を明らかにし、総会議事録から想定されるシトー会女子修道院の規範的なモデルの下に傘下の女子共同体を一括りにすることへの警鐘を鳴らしている¹⁸⁾。以上の研究状況を鑑みて筆者が13世紀の史料調査を行ったところ、ラ・カンブル修道院の旧文書庫所蔵の文書からは両修道院の娘院としての記載を見出すことはできなかった。また、シトー会女子修道院の組織化がタール女子修道院で毎年開催される女子修道院長達の出席による総会によって進められたとする研究もあるが¹⁹⁾、ラ・カンブルの史料からはタール総会及びシトー総会に関する記述も見つけられなかった。従って、本稿においては、ラ・カンブル修道院をある程度の自律性を持った団体として扱える可能性を念頭において分析を行った。しかし、十分の一税に関してはシトー会全体への免除に則ってラ・カンブル修道院の免除特権享受が教皇によって確認される形を取っていることから、シトー会組織の一員として機能していたという点も考慮に入れるべきであると考ええる。

近年ブリュッセル市のイニシアティブによって進められた一連の考古発掘と地理学的な調査の成果はコミュニンごとに取りまとめて刊行され、ブリュッセル地域史研究の集大成の観を呈している。イクセルの巻でラ・カンブル修道院の幾つかの建造物の遺構の調査結果が詳述され、近世以降の農場や水路の有様が検証された。その後、ラ・カンブル修道院の遺跡とそ

の周辺のフィールド調査が個別に行われ、かつての食堂の調査、農家の別棟の建物の検証、修道院長室の遺物の分析、建造物の木組み年輪年代測定などが実施された。しかし、度重なる増改築や都市開発による遺構の破壊、また調査対象の数量的・質的な限定性といった要因によって中世盛期の検討は部分的なものに留まっている²⁰⁾。

1. ラ・カンブル修道院の文書史料状況

ラ・カンブル修道院の旧文書庫に収蔵されていた文書史料は、単葉の文書群と16世紀に作成されたカルチュレールの2系統で伝来している。単葉文書は「ブラバン教会文書」という枠組みに分類され、AE5566-5612として、1201年から1771年までの2041通が通し番号を付されて現在ブリュッセル市文書館に所蔵されている。13世紀が465通、14世紀が81通、15世紀が413通、16世紀が209通、17・18世紀が138通で構成されている²¹⁾。13世紀半ばまでの文書は、AE5566には1201年から1222年までのno.1～35の35通、AE5567には1223年から1232年までのno.36～71の36通、AE5568には1223年から1242年までのno.72～99の28通、AE5569には1243年から1249年までのno.100～144の45通、AE5570には1249年から1252年までのno.145～169の25通、AE5571には1253年から1257年までのno.170～215の46通、AR5572には1257年から1276年までのno.216～290の75通が分類されている。

13世紀の文書を含む主要なカルチュレール2篇(AE5613;5614)と3篇の補足的なカルチュレールが(AE5614/2,3,4;MS13539, MS13540, MS13541とも記載)が伝来している。AE5613は16世紀の手書きの78葉のフォリオからなり、主にHouthemグランギアの所領に関する1201年から1484年までの文書が筆写されている。AE5614には、やはり16世紀に書かれた1233年から1554年までの68葉のフォリオが収録され、ローマ教皇が当該修道院に与えた特権と譲歩が年代順に記載されている。ノットバールは1276年までの単葉文

書とカルチュレールに記載されている文書を照合し、カルチュレールにほぼ全ての単葉文書が収録されていることを確認している²²⁾。筆者の調査では現在8通の単葉文書 (no.2; 25; 52; 63; 103; 119; 192; 194) が失われているが、内4通 (no.2; 25; 63; 119) はカルチュレールによって伝来しているため、それらを補足的に利用しながら、単葉群文書を主要素材として検討を行った。

加えて修道院長の依頼によってブラバン公国の測量官コヴルールによって作成された1716年から1720年の100枚の所領地図が伝来している²³⁾。研究対象期間よりかなり後のものであるが、所領拠点となる農場の詳細が図解されているため13世紀におけるカンブル所領考察の参考資料として利用した。

2. ラ・カンブル修道院所領の地理的環境

ラ・カンブルの主要な所領は、センヌ川流域とその支流であるマールバーク川流域、そして南北の森林地帯に展開していた。ソワーニュに源を発するセンヌ川はブリュッセル地域を南から北西へと縦断してディル川に合流する。多数の支川によって構成される河川網は輪作や牧畜に適合的な肥沃な土壌を作り出し、豊富な農業生産物の地域交易に利用されてきた²⁴⁾。

ブリュッセル西部のセンヌ川左岸では大規模な開墾運動が展開していたことがドゥワハによって検証されている。彼は、11世紀には約90%が森林におおわれていた当該地域の開発がAa家に代表される在地有力家系やアフリヘム修道院とグラン・ビガール修道院によって進行し、13世紀半ばには6.2%の森林を残すまでになったと算出している。それに対して、ラ・カンブル修道院本院が創建されたセンヌ川右岸、ブリュッセル南西部に広がるマールバーク流域では12世紀末においても沼沢地と森林がその景観の主要な構成要素であった²⁵⁾。

センヌ水系は緩勾配で川幅が狭いことから堆積物や降雨の影響によって

頻繁に川筋が変化したため、湿地の排水と水流管理用の水車と池を中心とする水利施設を軸として地域開発が進められた。都市ブリュッセルの経済発展をセンヌ流域の水流の利用という観点から検討したドゥリーニュは、水車に関する諸権利の複数の在地有力者による分有に着眼し、それらの修道院への集積によって権利関係が再編され、インフラの整備が進められてゆく状況を描き出している²⁶⁾。次章で取り上げるラ・カンブル修道院による Quakenbeek の水車を中心とする所領形成もこの文脈の中に位置づけられる。近隣に所在するフォレ修道院は、12世紀から購入によって Quakenbeek に所領を形成していたが²⁷⁾、13世紀に入るとラ・カンブル修道院が当該地域に参入してくる。両修道院による水車をめぐる権利関係の錯綜がみられるが、ラ・カンブル修道院の Quakenbeek グランギアと養魚池の存在が1234年に確認されていることから (AE5568, 81)²⁸⁾、所領の大半がカンブルの管理下にまとめられていったと考えられる。

ドゥリーニュはまた、開発の遅れた低湿地という地理的要因を活用したラ・カンブルによる大規模な養魚池の設置とそれらの組織的な経営が、14世紀以降急激に増加する都市の淡水魚需要へ向けられると考え、養魚池の設置を13世紀末から14世紀に位置づけている²⁹⁾。確かに、ラ・カンブルの文書からも、1210年のブラバン公による近隣の池での漁撈権に加え、1225年には、3リーブルの年貢租が待降節と四旬節の塩漬けニシン購入のために公から譲渡されていることから³⁰⁾、13世紀初頭において魚は主に購入と漁撈によって自家消費用に調達されていたと考えられる。しかし、修道院の創建者であるブラバン公が修道院の節制の要として魚を確保する重要性を強く認識しており、養魚池に作りかえられるための沼地を早い段階で譲渡していることを考慮に入れると³¹⁾、自家消費用の淡水魚に向けられた池の設置が創建直後から始められていた可能性も想定できる。そのため、養魚池の創設と整備は長期的な時間軸の中で検討する必要があると考える。

ソワーニュの森は、ブリュッセルの南東に位置している。15世紀には、西はSint-Pieters-Leuw、南はHal、Braine-l'Alleud、Waterloo、東はRixensart、Overijse、Tervuren、北はWoluwe、Uccle、Forestまで広がっており、その面積は、約1万2000ヘクタールとされる。センヌ水系の幾つもの支流がWoluwe、Maelbeek、Geleytesbeek、Tourneppeを流れ、ソワーニュの森全体がこれらの流水網の広大な流域となっていた³²⁾。ブラバン公領の形成過程における都市ブリュッセルの中心地機能を検討するシャルワダスは、ソワーニュの森が公による領邦政策の要として利用されたことを強調し、小規模な森林の土地の譲渡によって既存の在地有力者を公の配下として再編成した過程を検証している³³⁾。さらに、スモラ・メイナールは人口増加と農村開発の進行に伴って、森林の用益に多くの利害関係者が参与し、それらの関係調整を含む森林規制の担い手がブラバン公と在地の森番となっていたことを指摘している³⁴⁾。

ラ・カンブルの文書史料からも、修道院本院とグランギアLansrode、Quakenbeek、Beverieren、Brucom、Nova Curia及び所領群Tourneppe、Hal、Brain-l'Alleud、Woluwe、Watermaelはいずれもソワーニュの森の間近に設定され、修道院が独占的に使用する土地としてある程度の森林を含んでいたが、その外側にあるブラバン公の統制が強く働いている森林では詳細に規定された用益権を公から譲渡され、各グランギアの助修士によって管理されていることが確認できる（AE5567, 38）。

3. ラ・カンブル修道院の所領

13世紀の文書史料の地名情報から、土地とそれに関する諸権利及び十分の一税取得地によって構成される43の所領（文末地図参照）を検出することができた。1235年頃までに譲渡が集中し、所領拠点となる主要なグランギアが本院周辺に設置されている。主要なグランギアと所領拠点は本院を中

心として25キロ圏内にあり、それらに緩く結びつけられてゆく多面的な所領もほぼ50キロ圏内に位置していることから、領域全体としてあるまとまった空間が形成されていったと考えられる。以下では土地と十分の一税に大別してそれらの状況の整理を試みる。

3-1. カンプル所領の形成

1197年にブリュッセル都市民であったジゼルがマールベーク溪谷の20ポニエの土地を購入し、修道女のための礼拝堂と施設を設置したことが修道院の起源とされる³⁵⁾。この核は1201年にブラバン公とその妻マチルダからの Pennebeke の敷地及び隣接する3か所の未耕地と森林の寄進によって拡大した (AE5566, 2, 3)。さらに公夫妻からは、Ixelles にある Corenmolen とそれに隣接する養魚池 (AE5566, 8), Rhode-saint-Genèse にある50ポニエの森林、湿地、未耕作地 (AE5566, 8; AE5614/2, fol.483), Vilvorde の85ポニエの森林 (AE5614/2, fol.307-309), ソワーニュの森林の用益権 (AE5567, 38) が相次いで譲渡されている。この時期には在地有力者からも小規模な土地とそれに関する諸権利の譲渡が集中しており、1235年頃までに主要な所領の基礎が形成される。

1240年以降の所領形成に関して3つの主要な動きを確認することができる。まず、修道院は主にブリュッセル地方の北東部に進出し、Zemst, Eppregem, Essene で十分の一税取得地を獲得している (AE5567, 40, 41, 59)。さらに公領の北部に遠隔地所領群 Giersbergen を設置した (AE5614/2, fol.450r)。また、13世紀後半には、ディル川とセンヌ川沿いの都市的中心地である Leuven (AE5571, 172) や Vilvoorde (AE5578, 453), Mechelen (AE5577, 409, 410) に館を獲得している。

3-2. グランギア及び所領拠点

1234年に発給された教皇グレゴリウス9世による所領確認文書にはグランギアとして、Lansrode, Quakenbeek, Nova Curia, Houthemと「修道院に隣接しているグランギア」「grangia juxta abbatiam」が記載されている(AE5568, 81)。Beverieren, Brucom, Giersbergenに関しては以下で個別に検討した13世紀前半の文書史料の内容から何らかの拠点を備えた所領群であると想定する。

「修道院に隣接しているグランギア」

「修道院に隣接しているグランギア」に関しては、文書史料と地図に加えて、考古発掘調査の成果からも情報を得ることができる。文書史料の初出は1230年 Guillaume de Ledeburgによる修道院に近接する農場を含む全財産の修道院への遺贈である(AE5567, 61)。建物は、当初は修道院の囲壁外の北東にあったが、所領地図によると後に修道院の境界内に統合されている³⁶⁾。メガンクは農場の遺構から考古学研究独自の手法と論理によって、中庭の北側に大きな穀物庫あるいは現物で徴収された十分の一税の納屋を、中庭の西側には助修士の住居、厩舎、牛小屋、物置を想定しているが³⁷⁾、13世紀当時の建物の位置と用途を正確に特定することは難しいと思われる。

1210年に公が発給した文書からは、この農場に居住する助修士たちが穀物を挽くためにブラバン公から使用権を譲渡された、修道院からほぼ1キロメートル離れたマールベーク川の水を動力源とする Corenmolen の水車を利用してことが明らかになる。さらに同文書において、この水車に併設された池(Grote Vijver)で修道院に必要な魚を供給するための漁撈を行っていたことが確認できる(AE5566, 8)。従って、後に修道院を象徴する存在となるイクセルの4か所の養魚池(Cleijn Vijver, Nuwen Dam, Pennicbroeck, Grote Vijver)を活用した組織的なコイの養殖は、ドゥリーニュが検証して

いるように本稿で対象とする時期よりも遅くに本格的に開始されたと想定される³⁸⁾。

Lansrode グランギア

このグランギアの核となるのは、1210年にブラバン公から譲渡された Rhode-saint-Genèse の50ボニエの土地と森林、養魚池設置のための沼沢地から成るひとまとまりの所領である (AE5566, 8; AE5614/2, fol.483)。1225年文書に Lansrode の curia が記載されていることから (AE5566, 42), 1210年から1225年の間に所領の管理拠点が設置されたと考えられる。1210年にはブリュッセル城代が土地と森林に関する全ての権利を譲渡し (AE5566, 26), 1225年に助修士が管理すべき溝で囲われた森林10ボニエが新たにブラバン公から寄進されていることから (AE5566, 42), ソワーニュの森に接する当該グランギアにおいて、修道院が独占的に使用する土地が森林に拡大してゆく様子が見て取れる。

また、1221年には、Obrodeにある水車に関する権利と、多数の耕地と未耕地が獲得されている (AE5566, 26)。13世紀末の確認文書には、上述の沼沢地に隣接した Ten Berg の泉の近くにある湿地が譲渡され (AE5577, 438, 441), 1439年には当該地域に養魚池 Scapvondel, Steenvoort, Creftenbroeck の存在が確認されている³⁹⁾。さらに、所領地図には、Creftenbroeck, Velt-, Bosch-, Conrij-, Cleinjin-, Gevaert-, Schaptsvondel-vijver の7つの養魚池が記載されている⁴⁰⁾。以上から、1210年に公から贈与された沼沢地を核として養魚池の創設に着手し、順次周辺の低湿地を獲得しながら、大規模な養魚施設の整備と拡大に向かっていったことが推測される。

さらに、1251年に女子修道院長マルガリーテが発給した文書では、Braine-l'Alleud の2ボニエの土地の年貢租ルーヴァン貨3デナリウスとブリュッセルの柵で1ミュイのライ麦を、このグランギアの助修士に納めるよ

うに指示されていることから (E5570, 152), 在地での食糧備蓄に寄与していた可能性も想定される。

Quakenbeek グランギア

フォレ修道院は12世紀から当該地域に所領を形成していたが、13世紀に入るとラ・カンブルも諸権利の集積を開始したため、両修道院による水車の支配をめぐる対立が生じた可能性がある。1219年に Francon Bole が Quakenbeek の 4 ポニエの土地と、ブリュッセル城代から封として保有していた水車に関する彼の持ち分をラ・カンブルに譲渡している (AE5566, 23)。1221年には、Henri de Bufsdal もブリュッセル城代から保有していた水車に関する自身の権利をカンブルに寄進した (AE5566, 26)。それに対して、同じ Francon Bole は、1224年にはこの水車からの収入の半分と Quakenbeek の森林と採草地32ポニエをフォレ修道院に譲渡している⁴¹⁾。1234年のグレゴリウス 9 世によるラ・カンブルに宛てられた文書からは、この地に設置されたラ・カンブルのグランギアとそれに隣接する水車と養魚池そして牧草地⁴²⁾ の存在が確認できることから、この時点においては所領の大半がラ・カンブルの管理下にまとめられていったと考えられる。

13世紀の文書史料からこれ以降の当該グランギアに関する記載を見出すことはできないが、14世紀以降の文書史料と近年の考古発掘調査の成果を利用して当該地域の変遷を検討したカビィは、1389年にはこのグランギアがフォレ修道院に譲渡され、ラ・カンブルはこの水車から300メートル下流にある林業に向けられた Den Roectaert 農場に拠点を移しているとして、森林と沼沢地の経営をめぐる両者の競合状態は、最終的にラ・カンブルが所領の交換に応じて権利を放棄する14世紀の末まで維持されたと考えている⁴³⁾。

Nova Curia グランギア

当該グランギアは修道院本院に近接し、ソワーニュの森と Heghde の森に挟まれた Geleysbeek 川と Linkebeek 川の流域に設定された⁴⁴⁾。他のグランギアとも隣接しているためその機能的特徴を明確にするのは難しいが、フォレ修道院との競合関係がこのグランギアを所領拠点として確立させた可能性が考えられる。1233年にラ・カンブル女子院長によってフォレ修道院宛に発給された協定文書からは、ラ・カンブル修道院がフォレに所有していた森林と耕地を、フォレ修道院が所持していた標石と柱によって囲われた Nova Curia に隣接する 3 ボニエの耕地と交換したことが記載されている (AE7014, 80)。

Houthem グランギア

センヌ川右岸流域 Vilvorde 近郊にあり、広大な放牧地と Houthem の森によって構成されている。1221年に Gilbert Ralen が入会時の寄進として Vilvorde の土地と採草地 8 ボニエを寄進した (AE5568, 87)。1230年、修道院はアンリ 2 世から Vilvorde の森にある 85ボニエ、複数の在地有力者から森林の 15ボニエと 1 マンスを譲渡されている (AE5614/2, fol.307-309)。1230年の別の文書で、アンリ 2 世は Houthem の curia に住む助修士たちに自家使用のために泥炭を採掘する許可を与えている (AE5568, 70, 71)。この泥炭が修道院本院や他の館の利用にも向けられていたかは定かではない。しかし、泥炭採掘には、泥炭湿地林という地理的条件に加え、水路を設置して泥炭地の地下水を排出する必要があることから、このグランギアに特化していたと想定される。さらに、1240年から1249年まで、5 ボニエの森林 (AE5614/2, fol.303r) ; 6 ジュルナルの土地 (AE5569, 121) ; 3 ボニエの土地 (AE5570, 147) といった在地有力者からの小規模な土地の購入による所領の拡大も確認できる。

Beverieren

1234年のブラバン公文書では、Alard d'Yssche がイクセルの Overtssche に所持していた世襲財産の全てを一括してカンブルに譲渡したことから (AE5568, 83), すでに経営拠点を備えた所領であった可能性が想定される。ノットバルは、Beverieren グランギアが1234年以前に設置されたと考えているが、修道院の文書庫に残されている文書史料からグランギアの存在を確認することはできない⁴⁵⁾。

Brucom

ブリュッセル地域の最有力家系である Aa 家⁴⁶⁾ とその関係者による、Leeuw-Saint-Pierre での継続的な土地とそれに関する諸権利の譲渡によって所領群が形成されてゆく。1225年の Gatier de Aa による Loth の25ポニエの寄進を始めとして、1256年の Aa 家の所領役人による Brucom の2ポニエの譲寄まで、9件の譲渡が当該地域を対象として行われていることが確認できる。(AE5567, 43, 60, 61; AE5614/2, fol.264r; AE5569, 99, 115, 117; AE5570, 143; AE5572, 211, 212)。また、所領地図においても、家畜小屋、菜園、納屋を備えた大小の農家が記載されている⁴⁷⁾。

Giersbergen

Giersbergen 所領の源流は、ブラバン公が譲渡した公領北部の Drunen と Udenhout の土地である。1244年に公が発給した文書によれば (AE5614/2, fol.450), 彼が譲与したのは、Drunen の未耕地150ポニエに加え、牧草地と湿地からなる Drunen の所有地の用益権であることから、その景観は低湿地帯の低開発地という性格を示していると思われる。修道院は公によってこの土地の開発を託されたと考えられるが、修道院による当該地域の経営は1285年には終了していると想定される。1285年に女子院長によって発給

された文書において Giersbergen の土地 3 ジュルナルと家一軒が, Elisabeth de Oeiden への終身年金支払いに充てられることが記載されているからである (AE5576, 363)。

4. 十分の一税

ロウエルス等によって提起された新たな分析視角において, 十分の一税がキリスト教社会に特徴的な財の交換と再分配を促進し, 社会的結合に本質的な役割を果たしたことが共通理解となっている。聖俗有力者によって共同管理されてきた十分の一税の徴収は, グレゴリウス改革以降, 聖職者の優位性と教会の普遍的支配というイデオロギー形成の道具として利用されてゆく。十分の一税徴収は, 聖なる場所の周りに人々を組織し, 定着させ, 土地からの生産物全体に対する支配のメカニズムとなり, 不画定であった小教区の境界確定を促進するかに見えたが, 修道院の免除特権によって新たな揺さぶりをかけられることになる。しかし, それによって在俗聖職者と修道院が分断の方向へ向かうのではなく, 十分の一税を主軸とした新たな連帯による「テリトリー化」が実現されていったと考えられている⁴⁸⁾。

11世紀以降の十分の一税について山田欣吾は, 土地ないし所領収入と一体のものとして事実上土地領主権のように扱われ, その歴史は, 確実で一般的な収入として在俗教会と修道院と俗人領主の三つ巴の争奪戦という形で展開されてゆくとしている⁴⁹⁾。11世紀末のアフリヘム修道院の創建まで中心的な教会組織を欠き, 司教座であるカンブレからも距離のあるブリュッセル地域においては, 十分の一税が俗人在地有力者の世襲財産の一部とされていた事例がドウワハによって提示されている⁵⁰⁾。12世紀以降, それらはブリュッセル地域に相次いで創設される修道院への譲渡対象となってゆく。コンスタープルは修道士による十分の一税の保持を, 修道士に属さない又は修道士のために耕作されていない土地で働く人々からの支払いと,

修道士自身が支払うべき十分の一税を自身で保持するものと分類した⁵¹⁾。さらにカピィは中世盛期に創建された修道院がそれらとの関わりにおいて自身の立ち位置を提示する指標としていたことを指摘している⁵²⁾。アフリヘム修道院は、収入の十分の一による貧民救済の実践という用途によって保持を正当化しているのに対して⁵³⁾、ラ・カンブル修道院は、修道士自身が貧者であることを保持の根拠とするシトー会全体に与えられた特権に依拠し、シトー会の修道院としてそれを享受するという形を取っている。以下ではまず教皇文書によって付与されるラ・カンブル修道院の免除をめぐる状況を確認し、次に俗人からの十分の一税収入の譲渡が、在俗教会とカンブレ司教の承認によって集積されてゆく有様を概観する。

一連の教皇文書は1219年以降に発給されていることから、1215年の第4回ラテラノ公会議以降一層拡大していったシトー会の十分の一税をめぐる波紋の中に位置づけられる。12世紀以降シトー会の免除特権は以前の徴収者からの根強い反発にさらされており、彼らは対象となる土地を所有している個々のシトー会修道院に対して、自らの徴収権を主張する機会を常に窺っていた。教皇は免除特権付与者としてシトー会を擁護する立場を取りつつも、調整のために状況に応じた措置を講じる必要に迫られることになった⁵⁴⁾。

教皇ホノリウス3世は、1219年10月30日にラ・カンブル修道院に宛てて発給した文書において、免除を新開墾地と公会議以前に取得した土地に限定する第4回ラテラノ公会議の決定を提示した後、新開墾地に加え、庭、果樹園、漁撈、家畜飼料を十分の一税免除の対象に含めることに細心の注意を払っている。しかし、この文書においては、これらが1215年以前に取得されたものか、後なのかが区別されていない (AE5566, 18)。

家畜の飼料は、ラテラノ公会議での不明確さから度々争論を引き起こし、ラ・カンブルにおいても同様であった。1219年の免除特権付与文書にもか

かわらず、それらが聖職者によって課税対象であると解釈されることが頻発したため、1224年に教皇ホノリウス3世は、1219年文書によってラ・カンブル修道院に示した免除の要綱を全聖職者に宛てて再確認している(AE5566, 22)。しかし、依然として窮状を訴えるラ・カンブルの要請に応じて、教皇グレゴリウス9世は1228年のリエティの教令において、ランス大司教とその大司教区の在俗聖職者に上述のラ・カンブルの免除特権について注意を喚起している(AE5567, 54)。しかし、ランスの高位聖職者達とラ・カンブル修道院との十分の一税をめぐる対立状態は継続してゆく。1229年のペルージャの教令は、再三の警告の後、ラテラノ公会議以前に獲得された土地からの十分の一税の徴収を始めとする様々な形でラ・カンブル修道院に損害を与えた者を破門にするよう、ランス大司教及び大司教区の高位聖職者に命じている。加えて、在俗あるいは律修聖職者の場合も、上訴なしに聖務と特権が停止されると記載しているのである(AE5567, 52)。さらに1233年に同じ教皇によって発給された文書で上述の条項が繰り返されている(AE5568, 73)。それでも状況が改善されなかったことが、1244年に教皇イノセント4世がランスとケルン大司教区の聖職者に同じ用語を使用した教令を送ったこと(AE5569, 108)、そして1257年にも教皇アレクサンドル4世が再びランス大司教区の聖職者に対して上述と同じ厳しい措置を命じていることから推察される(AE5572, 221)。

修道院による大規模な牧畜は、家畜の群れを俗人に託して修道院に属さない放牧地を利用することも多かったため、さらなる争論の要因となった。そのため1244年に教皇イノセント4世はシトー会に対して、家畜の飼料に対する十分の一税免除を明記し、これらの放牧地も免除対象に含まれることを確認している(AE5569, 108)。ラ・カンブル修道院に対しても、1255年にアレクサンデル3世からシトー会への免除を踏まえた特権文書が付与され、家畜やその飼料に対する免除が明確に規定されている(AE5571, 199)。

ラ・カンブル修道院は、創建の直後から1261年までに18か所で十分の一税を取得している（文末地図参照）。十分の一税の管理は司教に委ねられていたため、修道院への譲渡は度毎に司教から承認される必要があった。以下では13世紀前半のカンブレ司教によるラ・カンブル修道院への十分の一税の確認文書を取りまとめて検討する。

1200年から1219年まで司教職にあったジャン3世は、十分の一税を教会組織に奪還するだけでなく、それが徴収されるべき教区教会に戻すことを目指していたとされる⁵⁵⁾。俗人によるカンブル修道院への譲渡は次のようなプロセスを踏んで行われたことが史料から確認できる。まず譲渡対象となる十分の一税が本来徴収されるべき教区を管轄する聖職者の下に置かれ、その後彼の手を通じて修道院に譲渡されるという形を取り、それを最終的に司教が承認する。在俗教会と修道院および俗人領主が十分の一税をめぐる妥協点を模索する中で、地域秩序の再編が進められていった可能性が浮かび上がってくる。

1214年のブリュッセル城代による Zandbergen と Huizuigen の十分の一税譲渡においては、十分の一税が属する教区教会がカンブレ司教自身の管轄下にあったため司教による単独の確認となっている（AE5566, 11）が、1217年文書では、ブリュッセル城代と都市役人の娘によって教区教会を監督するアントワープの大助祭の手に Hoeylaet と Wezembeek の十分の一税が返却され、それらを大助祭がラ・カンブル修道院に譲渡し、最終的にカンブレ司教の承認が取り付けられている（AE5566, 16）。さらに1219年文書では以下のように詳細にその過程が記載されている。Dworp 教区内で Tournepe の十分の一税を世襲財産として所持していた Lucedrok 家の Guy と Bernerus は、ラ・カンブル修道院への遺贈を望む母と兄弟の Jacques の意思を厳格に尊重し、Dworp 教区教会への返還を説得するために司教が派遣したアントウェルペン大助祭の提案を拒否した。司教は、「前述の兄弟 Guy, Bernerus

の手を通じてこの十分の一税が俗人の手に戻されないように」「*Ne decima superius dicta ad manus laicas reuerteretur par manus dictorum B. et G. fratrum*」大助祭の手に委ねるとともに熟考し、彼を通じて特別の計らいをもってラ・カンブル修道院への譲渡を承認しているのである（AE5566, 20）。

1220年から1238年まで司教として在位したゴドフロワは、十分の一税の本来の享受者である教区教会への返還よりも、修道院への譲渡を熱心に推し進めた人物とされる。そのような取入を手中にしていた俗人に対して、ラ・カンブルを含む修道院にそれらを委ねるよう呼びかけたことも指摘されている⁵⁶⁾。ラ・カンブルへの確認文書にも教区教会の関与は記載されていない。1229年の文書において、Ruysbroek, Berg, Leeux, Anseghem, Wesembeek, Esschene, Hyssinghenの十分の一税の俗人たちによるラ・カンブル修道院への譲渡は、単にアンデルレヒト参事会の同意を取りつけただけで承認されている（AE5567, 51）。また、経緯は不明であるが、1229年にLeeuw-Saint-Pierreの十分の一税が（AE5567, 60）、1234年には、それ以前に獲得されていたと思われるVilvoldeの十分の一税の譲渡がゴドフロワによって確認されている（AE5568, 81）。

また、司教は俗人からの要請によって十分の一税譲渡の仲介をすることもあった。ブラバン公によって発給された1234年文書（AE5567, 40, 41）では、騎士Gossuin d'Eppegemgaが死の床でラ・カンブルの修道女たちに遺贈することを望んでEppegem教区の十分の一税をブラバン公に託し、公がその願いを叶えるために司教による認証を求めている。

1238年から1247年まで司教職にあったギ・ド・ラオンは、ラ・カンブル修道院の文書庫に何の痕跡も残していない。聖職者の清貧の徹底を重視した人物とされていることから⁵⁷⁾、修道院への十分の一税の譲渡を留保し、教区教会への返還のみを承認した可能性も想定できるが、いずれにしても1235年以降、ラ・カンブル修道院には俗人からの新たな十分の一税の譲渡

が殆ど見出されなくなる。1245年のエクス・ラ・シャペルのノートルダム参事会からの Vilvoorde 教会の収入の譲渡 (BRmMss.13539, fol.293v294r) のように、他の教会施設や聖職者からの譲渡の一部という形を取るようになってゆく。

1249年から1273年にかけてカンブレ司教であったニコラは、前任者ゴドフロワの甥であり、ヴァランシエンヌ大助祭であった。1259年のプレモントレ会ヴェルマン修道院による Huyssigheem の祭壇の譲渡 (AE5573, 241) やエクス・ラ・シャペルのノートルダム参事会からなされたラ・カンブルへの Vilvoorde 教会の収入の譲渡 (AE5567, 36) といった教会の財産や収入に関する他の教会施設との協定確認書に登場している。1261年にニコラは、Humelghem 教区司祭であったアンリの遺言に従って、十分の一税を含む全ての財産のラ・カンブル修道院への遺贈を承認している (AE5574, 262)。この遺贈は後任の司教によっても繰り返し承認されて (AE5567, 263, 264, 265, 266; AE5576, 369) おり、教区司祭による教区収入の修道院への遺贈は、関係者の承認を積み重ねてゆくことが必要とされる事案であったことは確かである。とはいえ、ラ・カンブル修道院への教区の聖職者による譲渡に関しては、1267年の Saint-Gudule 教会の司祭による年貢租の譲渡 (AE5575, 313)、1269年の Beersel 教区の司祭による家の譲渡 (AE5575, 322)、1279年の Linkebeek 教区の司祭による複数の十分の一税譲渡 (AE5567, 347, 387)、が13世紀文書史料から確認できることから、例外的な事例とは言えない可能性がある。

教皇文書からは、十分の一税免除をめぐるラ・カンブル修道院と在俗聖職者の間の緊張関係と、シトー会全体の免除特権に基づいたラ・カンブルへの個別的な保護が確認された。ただし、カンブレ司教による確認文書は、十分の一税をめぐる問題が、単なる在俗聖職者と修道院との争いとしてではなく、相当な広がりを持つコンテキストの中で考察されねばならないこ

とを示している。13世紀半ばまで小教区を統括するサン・ミッシェル参事会教会が中心集団として十分に機能していなかったブリュッセル地域においてこそ、小教区教会の在俗聖職者と修道院所領経営との関連性・連動性が明確に浮かび上がってくると言えるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、ラ・カンブル修道院の旧文書庫に所蔵されていた単葉文書群を対象とし、13世紀前半を中心として情報の整理と分析を行った。主要なグランギアと所領拠点は本院を中心として25キロ圏内にあり、それらに緩く結びつけられてゆく多面的な所領もほぼ50キロ圏内に位置していることから、領域全体としてあるまとまった空間が形成されていったと考えられる。特に本院とその周辺所領は、センヌ水系の低湿地や森林に集中的に展開し、所与の地理的条件に応じて、養魚池を中心として都市の需要に向けられた経済活動の場を整備していったことが明らかとなった。近年の研究においても、シトー会修道院による複数の養魚池を利用するコイ養殖技術の開発が注目を集めており⁵⁸⁾、今後は養魚技術という視点からラ・カンブル修道院とシトー会の関係を検討する必要があると考える。

さらに、この時期の所領形成に特徴的な要素として多数の十分の一税取得地の集積があった。カンブレ司教による確認文書は、十分の一税をめぐる諸問題を単なる在俗聖職者と修道院との争いとしてではなく、より広範な文脈の中で再検討する必要性を提示している。文書に記載されたラ・カンブル修道院への譲渡のプロセスは、在俗教会と修道院および俗人領主による妥協点の模索によって、在地における十分の一税を主軸とする地域秩序の再編の可能性を示しているように思われる。都市への恒常的な人口流入に伴って小教区教会が増加していったのは、まさにラ・カンブル修道院によって所領形成が進められていた地域であった。本稿ではブリュッセル

地域の小教区の展開を議論に組み込むことができなかったが、小教区教会の在俗聖職者と修道院所領経営との関連性・連動性が、territorializationの梃となっていたのではないだろうか。この点を今後の課題としたい。

付記・本稿は2019-2022年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「研究課題番号19K01083 研究代表者 舟橋倫子」による研究成果の一部である。

注

- 1) 本稿のブリュッセル地域は、1988年に制定された19のコミューンから構成されるブリュッセル首都圏 (La Région de Bruxelles Capitale) を指す。
- 2) 代表的なものとして、フォレ修道院、グラン・ビガール修道院、グリーンベルゲン修道院、ラ・カンブル修道院、ディルジェム修道院、ルージュクロワートル修道院、ヴァルドゥーシュ修道院、ボタンダール修道院、ニュエンロード修道院が挙げられる。
- 3) Des Marez, G., *Le développement territorial de Bruxelles au Moyen Age. Études géographie historique urbaine*, Bruxelles, 1935; Despy, G., Un dossier mystérieux: les origines de Bruxelles, *Bulletin de l'Académie royale de Belgique*, 8, 1997, pp. 241-303.
- 4) Charruadas, P., *Croissance rurale et essor urbain à Bruxelles. Les dynamiques d'une société entre ville et campagnes (1000-1300)*, Bruxelles, 2011.
- 5) Deligne, C., Billen, C. et Kusman, D., Les bouchers bruxellois au bas Moyen Age. Profils d'entrepreneurs, dans *Patron, gens d'affaire et banquiers. Hommages à Ginette Kurgan-van Henterijk*, Bruxelles, 2004, pp. 69-92; Charruadas, P., Champs de légumes et jardins de blés. Intensification agricole et innovations culturelles autour de Bruxelles au XIIIe siècle, *Histoire et Sociétés rurales*, 28, 2007, pp. 11-32.
- 6) Meganck, M. et al., *Atlas du sous-sol archéologique de la Région de Bruxelles*, 24, Bruxelles, Directions des monuments et des Sites-Musées Royaux d'Art et d'Histoire, 1992-2012.
- 7) 代表的な成果として、論文集 *La dîme, l'église et la société féodale (Collection d'études médiévales de Nice, 12)*, éd., Lauwers, M., Turnhout, 2012が挙げられる。
- 8) Lefevre, PL., et Praem, O., *L'organisation ecclésiastique de la ville de Bruxelles au Moyen Age*, Louvain, 1942, pp. 263-265.

- 9) Despy, G., *Vir quidam de Bruxela, Ghiselbertus nomine*, dans *Liber Amicorum N. Huyghebaert*, Bruges, 1983, pp. 177-185; Dierkens, A., La réception des observances clunisiennes dans les abbayes de femmes au Moyen Age. Le cas de l'abbaye de Forest (Bruxelles) vers 1100, dans *La Place et le rôle des femmes dans l'histoire de Cluny. En hommages à Erengarde de Blese mère de Guillaume le Pieux*, éd. Renard, J.-P., Brioude, 2013, pp. 195-216.
- 10) 代表的な研究として、Billen, C., La gestion domaniale d'une grande abbaye périurbaine : Forest à la fin du Moyen Age, in *Peasants and Townsmen in Medieval Europe. Studia in honorem Adriann Verhulst*, éd. Duvosquel, J.-M. and Thoen, E., Gand, 1995, pp. 493-515がある。
- 11) Nieuw, J.-F., Les <communaux> villageois, une invention du XIIIe siècle? L'exemple du Brabant à travers les chartes duciales, dans *Autour du <village>. Établissements humains, finages et communautés rurales entre Seine et Rhin (IVe-XIIIe siècles)*, Turnhout, 2010, pp. 445-474; Charruadas, P., La politique monastique des ducs de Brabant. Considérations autour d'un projet de transfert de l'abbaye de Grimbergen vers Haren (1228), dans *Villes et villages. Organisation et représentation de l'espace. Melange Jean-Marie Duvosquel*, éd. Dierkens, A., Loir, C., Morsa, D. et Vanthemsche, G., Bruxelles, 2011, pp. 205-226.
- 12) *Bruxelles patrimoines. Le patrimoine écrit notre histoire*, Bruxelles, 2013において代表的な研究成果が取りまとめられている。
- 13) 都市の囲壁外にありながら、都市の宗教生活と密接な関係を構築していったシトー会女子修道院の研究が注目されている。近年の成果として、13世紀のバリとサン・アントワヌ・デ・シャンの事例を検証したエリア・パロンを挙げておく。Hélias-Baron, M., L'implication des cisterciennes dans la vie religieuse urbaine. Saint-Antoine des Champs et Paris au XIIIe siècle, dans *Société française d'histoire urbaine*, 60, 2021, pp. 9-27.
- 14) Marez, G., *L'abbaye de la Cambre*, Bruxelles, Ligue des Amis de la Cambre, 1922; Terlinden, C., *La vie à l'Abbaye de la Cambre*, Bruxelles, Secretariat de la Ligue, 1923; Ryckman de Betz, F., De Maisieres, T., Dansaert, G., *L'abbaye cistercienne de La Cambre : étude d'histoire et d'archéologie*, Anvers, 1948.
- 15) Notebaert, A., Rapport sur l'état des travaux préparatoires à l'édition du cartulaire de l'abbaye de la Cambre, *Bulletin de la Commission royale d'histoire*, 124, 1959, pp. 149-152; Id., Les débuts de l'abbaye cistercienne de la Cambre (1201-1232), dans *Hommage au professeur Raul Bonenfant*, éd. Perroy, E.,

- Bruxelles, 1965, pp. 177-186; Id., *Abbaye de la Cambre à Ixelles*, dans *Monasticon belge*, 2, Liège, Centre national de recherche d'histoire religieuses, 1968, pp.441-468.
- 16) Canivez, J.M., *Statuta capitulorum generalium ordinis Cisterciens*, t.II, Louvain, 1933-1940, p.107 et pp. 229-230.
- 17) De Moreau, E., *L'abbaye de Villers-en-Brabant aux XIIIe et XIIIe siècles*, Bruxelles, 1909, pp. 110-114.
- 18) シトー会女子修道院を根本から見直す必要性が指摘されている。ショールバンはプラニィ女子修道院の初期史の検討において、シトー会組織の一員としての女子修道院の類型化に疑問を呈し、多様性に着目した個別研究の必要性を強調している。Chauvin, B., Poulangy, abbaye cistercienne? (…1147-1233…), dans *Les Cahiers haut-marnais*, 1-2. 2004, pp. 3-63. グレロワはクレルヴォー修道院と傘下の女子修道院の関係を検証した一連の研究によって、これまで通説とされてきたシトー修道会の女子共同体に対する警戒的な態度への本質的な見直しを提唱している。彼はヴィレール修道院とクレルヴォー修道院の人的ネットワークに着目して、クレルヴォーと密接な関係にあった女子修道院の事例としてラ・カンブル修道院を取り上げている。Grélois, A., Clairvaux et le monachisme féminin des origines au milieu du XVe siècle, dans *Le temps long de Clairvaux. Nouvelles recherches, nouvelles perspectives (XIIe-XXIe siècles)*, Somogy, 2017, pp. 166-169.
- 19) Degler-Spengler, B., La filiation de Tart. L'organisation des premiers monastères de cisterciennes, dans *Naissance et fonctionnement des réseaux monastiques et canoniaux*, Saint-Etienne, 1991, pp. 53-60.
- 20) Megank, et al., *Atlas du sous-sol archéologique de la Région de Bruxelles : Ixelles*, 15, Bruxelles, 2005; Id., *Inventaire du patrimoine architectural de la Région de Bruxelles-Capital: l'abbaye de la Cambre*, 2016 ; Degraeve, A., et al., L'ancienne abbaye cistercienne de La Cambre: aperçu des recherches récentes, dans *Archaeologia Mediaevalis*, 29, 2006, pp. 42-46.
- 21) D'Hoop, A., *Inventaire général des archives ecclésiastiques de Brabant*, Bruxelles, Archives générales du Royaume (A. G. R.), 2001; Frederic, J., *Regestes des chartes de l'abbaye de la Cambre(ms.)*, Bruxelles., A. G. R., s.d., (inventaire de la première section, 139).
- 22) Notebaert, A., Rapport sur l'état des travaux préparatoires, *op.cit.*, p.149.
- 23) 原本はベルギー王立図書館に保管されており、1996年にローランによって刊行された。Laurent, R., *Les biens de l'abbaye de la Cambre en Brabant: Atlas*

- terrier (1716-1720)*, Bruxelles, 1996.
- 24) Deligne, C., Histoire longue et prospective environnementale. Le cas d'une rivière périurbaine (Maelbeek, Région bruxelloise), dans *Pratiques sociales et hydrosystèmes fluviaux, lacustres et palustres des sociétés préindustrielles. (Les fleuves ont une histoire)*, 2004, pp. 285-290.
- 25) De Waha, M., *Recherches sur la vie rurale à Anderlecht au moyen âge*, Bruxelles, 1979, pp. 41-43.
- 26) Deligne, C., *Bruxelles et sa rivière. Genèse d'un territoire urbain (12^e-18^e siècle)*, Turnhout, 2003, pp. 66-71; Demey, T., *La senne de la source au confluent*, Bruxelles, 2011.
- 27) フォレ修道院の所領経営に関しては、拙稿「12世紀ベルギーにおける修道院と周辺社会—アフリヘム修道院とブリュッセル地域—」『エクフラシス』3, 2013年, 48-65頁を参照。
- 28) 史料の典拠は、AE番号とフレデリックによって付された通し番号で表記する。
- 29) Deligne, C., Carp in the City. Fish-farming Ponds and Urban Dynamics in Brabant and Hainaut, c. 1100-1500, in *Beyond the Catch. Fisheries of the North Atlantic, the Northe Sea and the Baltic, 900-1850*, ed. Sicking, L., and Abreu-Ferreira, D., Leiden/Boston, 2009, pp. 289-291.
- 30) MIRAEUS A.-FOPPENS J.F., *Opera diplomatica et historica*, 4, Lovanii, 1723-1748, 3 (Diplomatum belgicorum nova collectio. Pars Prima), 97, p. 84.
- 31) 「さらに、前述の敬虔な者たちに次のように余は命じる。前述の水車に隣接している養魚池において、彼らの使用人たちが魚を獲ることができるように、そしてその魚によって、修道院は食堂において週に一度養われ、看護室においては、その必要に応じて、体の弱ったものたちが元気を回復させられるように。さらに前述の敬虔なものたちに、Lansrodeと呼ばれている場所にある余の所有地の土地と森と沼沢地の約50ポニエを、何の制約もない寄進として譲渡し、前述の沼沢地に養魚池が作られるように定める。前述の共同体において、食事に供給されるであろう魚を獲ることが管理され、将来この法に適った寄進が無効とされないように。」「Ordinavimus quoque predicti fideles in vivario cui perfatum adheret molendium per sous monistros pisces capifaciat. Quibus in ebdomadasemel conventus reficiatur in refectorio et pro sua necessitate infirmantium unbecillitas infirmitorio sustentetur. Contulimus preterea memoratis fidelibus libere in elemoninam in loco qui dicitur lansceroda terre et nemorum ac locorum palustriium de nostro allodio

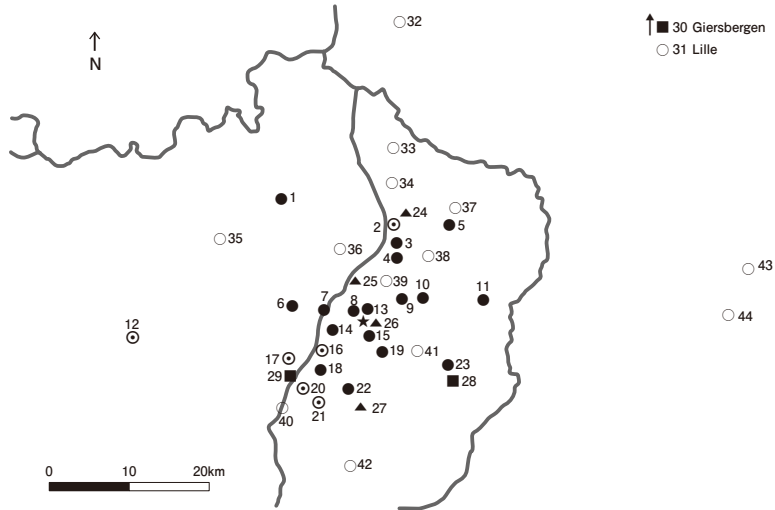
- bonuaria circiter quinquaginta ita disponentes ut in predictis palustribus vivarium fiat. Sepedicto conventui piscium captura solatia refectionis amministaturum, ne antem hanc legitimam donationem in posterum infirmuri contingat.」(5566,8)
- 32) Demey,T., *La ceinture Verte de Bruxelles*, Bruxelles, 2006.
- 33) Charruadas, P., *Une forêt capitale? Recherche sur les modes gestion et l'évolution des paysages en forêt de Soignes (Moyen Age-XIXe siècle)*, Bruxelles, 2012.
- 34) Smolar-Meynart, A., Les droits d'usage du paysan brabançon sur la flore et la faune sauvages au moyen âge, dans *La Belgique rurale du Moyen Age à nos jours. Mélanges offerts à J.-J. Hoebanx*, Bruxelles, 1985, p. 180; Id., *La justice ducale du plat, des forêts et des chasses en Brabant (XIIe-XVIIe siècle)*. Sénéchal, maître des bois, gruyer, grand veneur, Bruxelles, 1996.
- 35) Ex Gestis sanctorum Villariensum, MGH, SS, XXV,230.
- 36) Le Maelbeek. Atlas des biens de l'abbaye de La Cambre XIIIe siècle, AGR, (Cartes et plans manuscrits, 8676/A).
- 37) Megank, *op.cit.*, *Atlas du sous-sol archéologique de la Région de Bruxelles: Ixelles*, 15, pp. 78-79.
- 38) Deligne, *op.cit.*, pp. 161-173.
- 39) *Ibid.*, p. 166.
- 40) Laurent, R., *op.cit.*, p. 77.
- 41) De Marneffe, E., *Cartulaire d'Afflighem et des monastères qui en dépendaient*, Lauvain, 1894-1901, p. 429.
- 42) 当該地域の詳細な地域研究を行ったエルディエは、Geleytesbeek 川につながる水路によってこの水車と牧草地に水が供給されていたとしている。
- 43) Cabuy, Y. et al., *Atlas du sous-sol archeologique de la Region de Bruxelles : Forest*, 4, Bruxelles. 1993, p. 61.
- 44) Notebaert, *Monasticon belge*, 4, p. 446.
- 45) *ibid.*, p. 449.18世紀初頭の所領地図には Agar の森のほぼ中央に農場が描かれている。Laurent, *op.cit.*, p. 73.
- 46) Charruadas, P., *Croissance rurale et essor urbain à Bruxelles*, Bruxelles, 2011, p. 245.
- 47) Laurent, *op.cit.*, p. 85.
- 48) Lauwers, M., Pour une histoire de la dîme et du *dominium* ecclésial, dans *La dîme, l'église et la société féodale (Collection d'études médiévales de Nice, 12)*, éd. Lauwers, M., Tornhout, 2012, pp. 11-64.

- 49) 山田欣吾『教会から国家へ—古相のヨーロッパ—』創文社, 1992年, 150頁。
- 50) 1173年から1230年にかけての文書史料の検証から, 在地領主家系のメンバーがアンデルレヒト地域の全ての十分の一税を所有し, 家の世襲財産であることを詳細に明記することに細心の注意が払われているとしている。また, それらの一部が一部を封として譲渡されている事例も提示している。De Waha, *op.cit.*, pp. 45-47.
- 51) Constable, G., *Monastic Tithes from Their Origins to The Twelfth Century*, Cambridge, 1964, p. 57.
- 52) Caby, C., Les moines et la dîme (XIe – XIIIe siècle) : construction, enjeux et évolutions d'un débat polymorphe, dans *La dîme, l'église et la société féodale. Collection d'études médiévales de Nice*, éd., Lauwers, M., Turnhout, 2012, p. 376.
- 53) De Marneffe, E., *Cartulaire d'Affligem et des monasteres qui en dependaient*, Louvain, 1894-1901, pp. 8-11.
- 54) Caby, *op.cit.*, pp. 397-398 ; Renardy, C., Recherches sur la restitution ou la cession de dîmes dans le diocèse de Liège du XIe au début du XIVe siècle, dans *Le Moyen Age*, 79, 1970, p. 225.
- 55) De Moreau, E., Histoire de l'église en Belgique, III, p. 382.
- 56) Laenen, J., *Introduction à l'histoire paroissiale du diocèse de Malines, les Institutions*, Bruxelles, 1924, p. 180.
- 57) De Moreau, *op.cit.*, p. 166.
- 58) Berthier, K., La gestion des étangs de l'abbaye de Cîteaux aux 14^e et 15^e siècles, *Pêche et pisciculture en eau douce: la rivière, l'étang au Moyen Age*, éd. Benoit., et Loridant, F. et Matteoni, O., Lille, 2004, CD-ROM; Berthier, K., et Rouillard, J., Nouvelles recherches sur l'hydraulique cistercienne en Bourgogne, Champagne et Franche-Comté, *Archéologie Médiévale*, 28, 1998, pp. 121-147.

〈資料〉

13世紀前半のラ・カンブル修道院所領

★ラ・カンブル修道院； ●所領； ○十分の一税取得地； ▲グランギア；
■所領拠点； ⊙所領と十分の一税取得地



1. Merchtem, 2. Vilvorde, 3. Machelen, 4. Diegem, 5. Bertem,
6. Itterbeek, 7. Anderlecht, 8. Ixelles, 9. Woluwe, 10. Wezembeek,
11. Leefdael, 12. Zandbergen, 13. Etterbeek, 14. Forest, 15. Boendael,
16. Ruysbroeck, 17. Leew-Saint-Pierre, 18. Beersel, 19. Watermael,
20. Huizingen, 21. Tourneppe, 22. Rhode-saint-Genèse, 23. Overijse,
24. Houthem, 25. Quakenbeek, 26. Nova Curia, 27. Lansrode, 28. Beverieren,
29. Brucom, 30. Giesbergen, 31. Lille, 32. Contich, 33. Zemst, 34. Eppegem,
35. Essene, 36. Jette, 37. Berg, 38. Humelghem, 39. Wezembeek, 40. Hal,
41. Hoeylaert, 42. Braine-l'Alleud, 43. Glabbeek, 44. Cumplich

AE5566; 5567; 5568; 5569より筆者作成。